| | | | |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（二十年）（第百四十二回） | 一・八％ | 平成四十四年十二月二十日 | 九百九十四億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第百四十三回） | 一・六％ | 平成四十五年三月二十日 | 二百六十七億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二回） | 二・四％ | 平成四十二年二月二十日 | 十億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第三回） | 二・三％ | 平成四十二年五月二十日 | 九十九億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第八回） | 一・八％ | 平成四十四年十一月二十二日 | 十八億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第九回） | 一・四％ | 平成四十四年十二月二十日 | 七億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十回） | 一・一％ | 平成四十五年三月二十日 | 百二十三億円 |

**○財務省告示第三百四十号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百二十三回及び第百三十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十七回、第四十八回及び第五十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差を競争に付して行われる入札による発行各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

五　募入決定の方法

六　発行額　額面金額で二千九百九十七億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二百十五億四千七百四十三万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十一月九日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行日までの経過日数（利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十一月七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年十一月九日

（別表）

| 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | 発行額（額面金額） |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（五年）（第百二十三回） | ○・一％ | 平成三十二年三月二十日 | 九十億円 |
| 利付国庫債券（五年）（第百三十一回） | ○・一％ | 平成三十四年三月二十日 | 二百二億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第四十七回） | 二・二％ | 平成三十二年九月二十一日 | 六百七十九億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第四十八回） | 二・五％ | 平成三十二年十二月二十一日 | 二千億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第五十三回） | 二・一％ | 平成三十三年十二月二十日 | 二十六億円 |

**○財務省告示第三百四十一号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で四億八千百三十五万円

六　払込金額　四億八千四百三十三万四千三百七十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十九年十一月七日

十　発行価格　額面金額百円につき百円六十二銭